

〈とちぎ未来チャレンジファンド活用助成事業〉

Q&A

【創業について】

Q: 現在、個人事業主として事業を営んでおりますが、個人として新たに別の事業を実施するときや、新たに法人を設立して事業を開始するときは、1. 創業分野①創業支援事業の対象となりますか。

A: どちらも助成対象とはなりません。個人事業主として事業を実施している時点で「創業したもの」とみなされますので助成対象外となります。

本ファンドにおいては、以下に該当するものが助成対象となります。

- ①事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること
- ②事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、当該新たに設立された法人が事業を開始すること
- ③法人が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること(中小企業者の行為に限る。)

【創業後5年以内の場合について】

Q: どのような場合に創業後5年以内の事業者が本ファンドを活用できるのでしょうか。

A: 創業の要件④(県内の公設BI(ビジネス・インキュベーション)施設を退室後、1年以内の者による創業)の場合に限り、創業後5年以内の事業者が助成対象となります。

【中古品の購入可否について】

Q: 中古の備品の購入は助成対象となりますか。

A: 本事業のみに使用するものとして明確に区分でき、かつ、仕様等により借用が困難な中古品であれば、購入は可能です。ただし、購入価格の妥当性を明らかにするため、3者以上の中古品流通事業者から型式や年式(製造年)が記載された相見積もりを取得する必要があります。また、フリーマーケットサイトやオークション等での購入は、助成対象なりません。

【パソコン等の調達について】

Q: パソコンやタブレット端末の購入や借用の経費は助成対象となりますか。

A: 原則として汎用性が高い物品や助成事業以外に転用可能な物品については対象なりません。ただし、本事業のみに使用することが明らかな場合は助成対象となる場合がありますので、ご相談ください。